

令和8年1月22日
摂津市 市長公室
政策推進課

摂津市行政経営戦略の計画期間延長について

摂津市行政経営戦略（以下「現行計画」という。）は、計画期間を令和3年度から令和7年度までとしておりましたが、次期摂津市行政経営戦略（以下「次期計画」という。）の策定にあたっては、基本構想、進行管理、予算事業及びP D C Aサイクルの在り方を検証し構築する必要があることから、当初予定するより構築期間を要することから、摂津市行政経営戦略の計画期間を1年延長し、令和8年度までとすることとしました。

1. 計画期間の状況

- ・ 現行計画の当初計画期間
令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

2. 計画期間延長の背景及び趣旨

- ・ 総合計画の基本構想は、地方自治法の改正により策定義務が廃止され、本市では、第四次総合計画の基本構想を継承した上で「摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一本化し、「摂津市行政経営戦略」を策定した。基本構想の在り方については、計画の根幹となる部分であり、市の目指すべきまちづくりの考え方について、どのように位置付けすることが意義のあることかを、時間をかけ練り上げていく必要がある。進行管理、予算事業及びP D C Aサイクルの在り方について、現行計画の進捗管理サイクルを重ねることにより、効果的な事業推進につなげるものとなる。現行計画の大きな意義である進捗管理のための体系整理・効果的なK P I設定は重要であり、計画期間のうち総括できる期間を多く取り、有意義なものとする必要がある。検証を進めていく中で判明してきた以上のこと含めた課題に対応するため、当初予定するより構築期間を要することから現行計画を1年延長し、次期計画の策定を図る。

3. 改正の内容

- ・ 「摂津市行政経営戦略」の改正後の計画期間
令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間
- ・ 各施策の目標年度については「令和7年度」を「令和8年度」と読み替え、目標値については体系整理・効果的なK P I設定は精査中であることから、計画期間の延長に伴う変更は行わない。